平成２２年（フ）第１６７８号
堺市堺区大仙西町１丁６番地　大仙西町団地２棟613号
債務者　小松さをり
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８４７号
大阪府藤井寺市船橋町６番17号
債務者　松安真由子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
大阪府柏原市平野２丁目18番29号
債務者　萩田　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
堺市堺区南向陽町１丁３番18号　シティロイヤル30Ｂ
債務者　石橋　真記
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
堺市東区菩提町５丁170番地　安田マンション112号
債務者　坂下　秀子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３８０号
大阪府松原市三宅中３丁目５番10号
債務者　島田登美子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４２４号
堺市美原区多治井232番地266
債務者　池原　美和
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
兵庫県多可郡多可町中区東山219番地、住民票上の住所兵庫県多可郡多可町加美区豊部217番地９
債務者　大山　貴幸
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第８９号
香川県さぬき市造田是弘326番地１
債務者　十川　千春（旧姓宮竹）
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１７１号
福岡市東区松崎３丁目33番39―502号
債務者　松本　　寿
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７２号
福岡市東区松崎３丁目33番39―502号
債務者　松本千惠美
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０５号
福岡市中央区小笹２丁目10番40―410号
債務者　増野憲一郎
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４２号
福岡市東区香住ヶ丘５丁目22番32号
債務者　岡林　幸太
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４３号
福岡市東区香住ヶ丘５丁目22番32号
債務者　岡林　恵子（旧姓笹渕）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４１７号
福岡市南区老司２丁目14番24―603号
債務者　坂本　　修
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４２７号
福岡県糸島市志摩井田原1055番地１
債務者　末松　　忠
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４２８号
福岡県糸島市志摩井田原1055番地１
債務者　末松慶一郎
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部